

台風時における登下校について

1. 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されたとき

(1) 児童生徒の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場

合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り始業する。
- ② 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。
- ③ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記①、②の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし登校させない。

(2) 児童生徒の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- ① 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。
- ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童生徒の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

地震の避難について

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）が発表された場合
落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するよう努めると同時に、原則として次のとおり対応する。

（１）児童生徒の在校時

- ① 児童生徒をグラウンド等安全な場所に避難させる。
- ② 教職員は、児童生徒を確認し、避難マニュアルに沿って行動し下校させる。保護者の引き渡しがある場合は、名簿等によって確認の上引き渡す。
- ③ 事情により下校できない児童生徒にあっては、学校内の安全な場所で待機させる。

（２）児童生徒が登下校時

- ・ 登下校中の児童生徒については、危機管理マニュアルに基づき、速やかに帰宅させる等適切な対応をする。

（３）児童生徒の在宅時

- ① 児童生徒の登校前の場合は休校とし、登校させない。
- ② 臨時休校や学校再開の時期等を保護者に連絡する。

2. 地震が起こったら

（１）学校では

- ① 教室や廊下では窓や電灯の下をさけ、近くの教室の机の下にもぐる。あわてて外に出ずに、机の下にもぐったまま頭を守る。
- ② 運動場では、フェンス・サッカーゴール・記念碑・校舎・門柱などをさけ、広い場所で揺れがおさまるまで待つ。

（２）登下校中や遊び場では

- ① 壁や堀、電柱から離れる。橋や歩道橋の上から安全なところに移動する。
- ② 物などで頭を守る。できるだけ広いところへ出る。

3. 避難をする

（１）学校では

- ・ 引き渡しカードをもとに、家の人とよく話し合っておき、家の人といっしょに下校する。

（２）家では

- ・ 家の人よく話し合っておき、ふだんから地域の防災訓練に家族で参加する。